

平成25年4月診療分から 短期給付の附加給付水準見直し等を行います

皆様が医療機関を受診された際に医療費が高額となり一定基準に該当した場合は、高額療養費とあわせて附加給付を支給しております。

この附加給付については、他の医療保険制度との均衡を十分に勘案して適正に定めることとされていることから、総務省の指導により短期給付に係る附加給付水準等について見直しがなされることとなり、当組合においても平成25年4月診療分から以下のとおり見直し等を実施します。

1. 基礎控除額の変更内容

所得区分	一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金		災害見舞金附加金
	一 般	上 位 (新設)	
変 更 前	25,000円 (50,000円)		災害見舞金の6割 給料月額×1.25×0.5
変 更 後	25,000円 (50,000円)	50,000円 (100,000円) ※4 【段階的な実施】 平成25年度 33,000円 (66,000円) 平成26年度 41,000円 (82,000円) 平成27年度 50,000円 (100,000円)	廃 止

※1 所得区分「一般」は、給料月額424,000円（特別職530,000円）未満の者

※2 所得区分「上位」は、給料月額424,000円（特別職530,000円）以上の者

※3 ()内は世帯合算などで複数のレセプトが合算され、高額療養費を算定する場合の基礎控除額

※4 基礎控除額の変更については経過措置を設け、表の【段階的な実施】のとおり平成27年度までの3年間で段階的に引き上げます。

2. 合算高額療養費が支給される場合の一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金（以下「払戻金等」という）についての特例計算基準の変更

医療機関等を受診した際の自己負担額が、1か月に21,000円以上のものが2つ以上ある場合には、それらの自己負担額（70歳以上の方については、1か月にかけた自己負担額全額）を合算し、高額療養費を算出しますが、合算しなかった場合と比較して払戻金等の額が少額になることがあります。これを解消するために特例計算を行いますが、平成25年4月診療分から「1. 基礎控除額の変更内容」のとおり附加給付等の基礎控除額の基準に上位所得者の区分を設けたことにより、合算しなかった場合と比較してさらに支給額の差が生じることとなるため、特例計算の基準についてもあわせて変更されることとなりました。（算出事例参照）

【特例計算の基準】

合算した金額のうち 25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下「高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下「特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額が支給されます。

※ 二重下線：変更箇所（変更前：21,000円）、下線部：追加箇所

※ 下線部の上位所得者又はその被扶養者に係る特例計算の基準額についても、経過措置を段階的に実施します。（「1. 基礎控除額の変更内容」の【段階的な実施】を参照）

〈算出事例：70歳未満 所得区分「上位」〉

	医療費総額	一部負担金	
組合員	72,000円	21,600円（3割）	その他の一部負担金の額が50,000円未満 50,000円以上のものが1件のみ
家族	550,000円	165,000円（3割）	
合計	622,000円	186,600円	

高額療養負担額	165,000円	
特定合算対象額	21,600円	
自己負担限度額	151,220円	{150,000円 + (622,000円 - 500,000円) × 1%}
高額療養費	35,380円	(186,600円 - 151,220円)

(変更前) 21,000円以上のレセプトが2件のため、特例計算対象外

家族療養費附加金	<u>51,200円</u>	
一部負担金	高額療養費	基礎控除額
(186,600円 - 35,380円 - 100,000円)		100円未満切捨
		= <u>51,220円</u>

↓

変更後の基礎控除額を適用

(変更後) 25,000円以上のレセプトが1件のみであり、特定合算対象額が50,000円未満であるため、特例計算対象

家族療養費附加金	<u>79,600円</u>
----------	----------------

一部負担金	高額療養費	特定合算対象額	基礎控除額	100円未満切捨
186,600円	- (35,380円	+ 21,600円	+ 50,000円)	= <u>79,620円</u>